

大阪狭山市街頭防犯カメラ 設置事業補助金

補助対象者

- 市内の一定の地域において、おおむね 30 以上の世帯により自主的に組織された団体又はその連合体（自治会、自治連合会など）
- 建物の区分所有等に関する法律に規定する管理組合（マンション管理組合など）

補助金の額

補助の種別	補助対象経費	補助率	補助限度額
令和 7、8 年度限定拡充基準 街頭防犯カメラの 新規設置	街頭防犯カメラの購入に要する経費※	3 分の 2	250,000円/台
	街頭防犯カメラの借上に要する経費※		50,000円/台
街頭防犯カメラの 更新設置	街頭防犯カメラの購入に要する経費※	2 分の 1	200,000円/台
	街頭防犯カメラの借上に要する経費※		50,000円/台
街頭防犯カメラの 維持管理	保守点検、修繕、電気料金、共架料等	2 分の 1	50,000円/台

※地代及び占用料（共架料を除く）、予備の物品の購入費は除きます。

予算に限りがあるため、交付申請額の合計が予算額を超えた場合は、交付決定額を調整させていただく場合があります。

対象要件

- ① 街頭防犯カメラの設置、管理又は運用に関し、「大阪狭山市街頭防犯カメラ設置基準」に適合する基準を定めていること。
- ② 街頭防犯カメラの設置に関し、他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと。
- ③ 本補助金の交付を受けて設置したカメラの更新設置の場合は、交付より 5 年を経過していること。
- ④ 地域などで合意が得られていること。
- ⑤ 公共空間である道路等（敷地内道路は除く）が撮影範囲に含まれていること。

注意点

- ① 補助金を申請する団体は、該当する地域で合意形成を図り、設置場所は事前に地域住民に周知してください。
- ② 設置区域内の公共の用に供する場所で、見やすいところに、防犯カメラを設置している旨の標識等を設置してください。
- ③ 道路等に設置する場合にあっては、あらかじめ道路管理者等の許可を得てください。
- ④ 撮影範囲として、マンション等共同住宅の内部、施設内道路を撮影している場合は対象となりません。
- ⑤ 同一年度内における補助対象者に対する補助は 1 回とします。

申請先

その他申請様式・添付書類の
詳細はHPをご確認ください

〒589-8501
大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1
大阪狭山市役所 危機管理室

あてに郵送または直接

